

国民年金5年後納制度は終了間近です

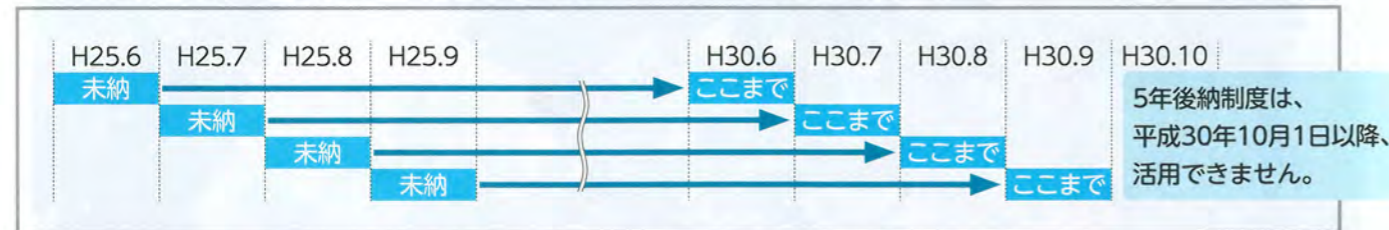
国民年金保険料の5年後納制度は、過去5年以内に時効により納付することができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる時限措置制度です。

この時限措置制度は、本年9月末をもって終了となりますので、活用を検討されている方はお早めに申込・ご納付ください。

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例) 平成30年6月中の納付なら、平成25年6月以降の未納分が納付できます。

平成30年9月中の納付なら、平成25年9月以降の未納分が納付できます。



※平成30年10月1日以降は、法定納付期限の2年1カ月前までの平成28年9月分以降しか納付できません。

ご利用いただける方

- 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある方。
- 60歳以上65歳未満の方で、①の期間や任意加入中に納め忘れの期間がある方。
- 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など。
※60歳以上で、繰り上げて老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリットは!

- 年金の受給資格が得られる可能性があります。不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- 将来受け取る年金額が増額できます。

1カ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安

779,300円 (平成30年4月時点の満額の年金額)
480カ月 (40年×12カ月)
≒ 年額で1,624円の増額

申し込みから納めていただくまでの手順

- 国民年金後納保険料納付申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所へ提出します。
※申込書は、年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構のホームページから印刷できます。
- 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。
※審査にはお時間がかかることがありますので、期間に余裕をもってお早めにお申し込みください。
- 納付書が届きましたら、金融機関、コンビニ等で納めてください。
※市役所、区役所、町役場、年金事務所では、納めることができませんのでご注意ください。

申し込む際の注意点

- 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料に加算額がつきます。
※詳しくは、年金事務所国民年金課までお問い合わせください。

労働保険のお知らせ

平成30年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに
申告・納付期間は**6月1日(金)～7月10日(火)**です。
労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは
神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係…………… ☎045-650-2803

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

協会けんぽ出張窓口、6カ所を閉鎖いたします

協会けんぽ神奈川支部では、各種申請書の郵送化の浸透および出張窓口のご利用状況を踏まえ、平成30年9月末をもって、**県内6カ所**の年金事務所内に開設している**協会けんぽ出張窓口**を閉鎖いたします。

ご利用のお客様には大変なご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。



9月末をもって閉鎖する出張窓口

港北年金事務所内

高津年金事務所内

相模原年金事務所内

藤沢年金事務所内

横須賀年金事務所内

小田原年金事務所内

なお、引き続き協会けんぽ支部窓口、横浜中年金事務所内および川崎年金事務所内の協会けんぽ出張窓口についてはご利用いただけます。

開設時間	協会けんぽ支部窓口	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	横浜中・川崎出張窓口	8:30～12:00 / 13:00～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

使っていますか? 限度額適用認定証

医療機関等の窓口でのお支払いが高額になりそうなときは、限度額適用認定証を提示することで、1カ月(その月の初日から末日まで)の窓口でのお支払い^(※1)が自己負担限度額まで^(※2・3)となります。

- ※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取り扱いとなります。
- ※2 自己負担限度額は被保険者の所得区分によって分類されます。詳しくはホームページをご確認ください。保険外負担分(差額ベッド代等)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。
- ※3 70歳以上の方の自己負担限度額が平成30年8月診療分より改正されます。詳しくはホームページをご確認ください。

限度額適用認定証発行までの流れ

